

本訴：平成26年（ワ）第29256号 損害賠償請求事件

反訴：平成27年（ワ）第25495号 損害賠償請求事件

本訴原告・反訴被告 阿部 宣 男

本訴被告・反訴原告 松 崎 参

準 備 書 面 (22)

平成29年9月5日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

本訴原告・反訴被告訴訟代理人弁護士

小 川 隆 太 郎



同

小 田 川 綾 音



同

高 井 信 也



同

中 島 広 勝



同

永 里 桂 太 郎



同

細 川



同

本 田 麻 奈 弥



同

渡 邊 彰 悟



本訴原告・反訴被告訴訟復代理人弁護士

石 原 敬 之



本書面では、本訴被告（反訴原告、以下、「反訴原告」という）準備書面（18）に対する反論を行う。

第1 名誉毀損行為について

本件で、日経ビジネス ONLINE に掲載された記事（以下、「本件記事」という）のうち、主に名誉毀損行為とされるものは、「跡地に絡む利権を獲得したい K 議員と M 議員が私（反訴被告）を悪者に仕立て上げて、ホテル生態環境館を廃止に追い込もうと、動いた」というものである。

しかし、すでに主張のとおり、反訴被告は、訴外吉野記者に対し、このような噂があるということ伝えたことはあるが、事実として伝えたことはない。

確かに、本件記事では、反訴被告の発言に該当する部分がかっこ書きで表現されているが、かっこ書きで表現されているからと言って、反訴被告の発言が正確に記載されていることは意味しない。本件記事のうち、反訴被告への取材に基づき執筆されたと考えられる箇所（「自分は利権政治の犠牲者だ」、「7万匹の幼虫が意図的に殺された」、DNA鑑定にも大反論との見出しがつけられている部分）には、かっこ書き以外の部分に訴外吉野記者の感想が書かれていることからすると、かっこ書きは、反訴被告の発言部分であるとして編集されていることを示すにすぎず、反訴被告の発言がそのまま掲載されていることを意味しない。

本件においては、反訴原告が日経 BP 社に対しては、何ら訴訟を提起せず、訴外吉野記者が反訴被告から聴取した内容をどのように記事にしたのかに関する証拠が全く存在しないのであるから、本件記事においてかっこ書きで掲載されたそのものの発言を反訴被告が行ったことは何ら立証されていない。

したがって、本件で反訴被告が噂の存在を伝えたのではなく、事実として伝えたこと認定することは許されない。

第2 反訴原告の主張について

反訴原告は、反訴被告の訴外吉野記者への情報提供行為は、それ自体が記者会見に準じたものとして名誉毀損行為に該当し、それ自体により反訴原告の名誉がその時点で毀損され、損害が生じたと主張する。

しかし、これは独自の見解であり失当である。

名誉毀損が成立するためには、社会的評価を低下させる事実を「流布」することが必要である。確かに、特定少数の者に対して表現が示されたにすぎない場合でも、当時の状況等から他人に伝播する可能性があれば、「流布」したと評価されうる。しかし、雑誌記者への情報提供の場合には、雑誌社は編集権を有するのであるから、雑誌記者が裏付け取材をせず、情報提供したそのままの形で記事が掲載されるとは一般的に考えられない。したがって、情報提供したそのままの形で記事が掲載される可能性が非常に高いという特段の事情がある場合は別段、通常は、記者1名への情報提供のみをもって、伝播可能性があるとはいえないため、「流布」したとはいえない。

また、反訴原告は、雑誌記者への情報提供により「記事化する危険性が生じたこと自体が反訴原告の損害となる」と主張する。しかし、実際に社会的評価が低下していないにもかかわらず、危険性が生じたことのみを持って損害が発生したと主張することは、法が損害賠償請求権を認めることが保護を図ろうとする人格権の範囲を不当に拡大するものであり、適切でない。

したがって、雑誌の編集権が介在するという事情を捨象して、情報提供行為自体で名誉毀損が成立するという反訴原告の主張は失当である。

第3 相当因果関係について

- 1 雑誌に対する情報提供者の不法行為責任に関する相当因果関係については、すでに主張のとおりである。
- 2 繰り返しになるが、重要なことは、雑誌記者の編集を経て、記事が

公開されるということである。

この点について、東京地判平成20年4月22日判時2010号78頁の判示が参考となる。この判決は、まさに、雑誌記者への情報提供行為者の不法行為責任が問われた事件であるが、その中で、以下のような基準を示した。

「一般に雑誌記事の編集権は当該雑誌の出版社にあり、出版社は、その責任と権限において、種々の取材を行った上、事実を取捨選択して記事の内容を構成し、これを雑誌に掲載する。また、不特定多数の読者に頒布される雑誌の出版社は、その雑誌記事の作成にあたり、特定の取材源からの情報を鵜呑みにすることなく、可能な限り取材を尽くして、その記事の正確性の確保に努める義務を負う。したがって、一般に、出版社からの取材に応じた者は、出版社が独自の裏付け取材や編集作業を行った上で記事を掲載するものとするのが通常であって、自己のコメント内容がそのままの形で記事として掲載されることは予見していないのが通常である。したがって、出版社からの取材に応じた者のコメント内容がそのままの形で記事として掲載された場合であっても、その者が出版社からの取材に応じたことと、そのコメント内容がそのままの形で記事として掲載されそれにより他人の社会的評価を低下させたこととの間には、原則として、相当因果関係がないものと解するのが相当である。

しかし、出版社からの取材に応じた者が、自己のコメント内容がそのままの形で記事として掲載されることに同意していた場合、又は、自己のコメント内容がそのままの形で記事として掲載される可能性が高いことを予測しこれを容認しながらあえて当該出版社に対してコメントを提供した場合は、その者が出版社からの取材に応じたことと、そのコメント内容がそのままの形で記事として掲載されそれにより他人の社会的評価を低下させたこととの間には、例外的に、相当因果関係があるものと解するのが相当である。」。

当該判決では、取材に応じた者が、そのままの形で記事として掲載されることは予見しないのが通常であると認定されているが、まさに本件でも、反訴原告は自己のコメントがそのままの形で記事として掲載されるとは考えていなかった。反訴被告としては、当然、噂の存在を伝えることで、記者による裏付け取材を期待すべき状況にあったのである。

したがって、本件では、反訴被告の情報提供行為と損害との間に相当因果関係は認められない。

以上